

## 令和7年6月 理事会挨拶（保険金区分6,000万円以上の導入検討時）

令和6年度の決算について、掛金収入は36億3,700万円となり前年度比0.4%減、1,400万円のマイナスとなったが決算見込みより1,100万円改善した。このうち保険事業収入は29億8,100万円で前年度比0.4%減、1,100万円のマイナスとなったが決算見込みより900万円改善し、予算を1,800万円上回った。これに対して、保険金支払額は12億8,800万円でこの中には5,000万円の支払いが4件含まれているが、前年度比11.8%減、1億7,200万円のマイナスとなり、予算を1億3,200万円下回った。実質収支差は5億6,300万円の予算であったが、保険会計上の特殊要因である支払備金や普通責任準備金、さらには異常危険準備金に予定されていた繰入額、戻入額に相当の変動があり、その増減額が2億7,100万円、これにその他の収益増と費用減6,400万円が加わって10億4,800万円の剩余金が発生した。この全額を契約者割戻金準備金に繰り入れることになり、直近3年間の剩余金の3分の1である8億3,400万円が割り戻されることとなり、割戻率は28.52%になる。割戻金が1万円以上支払われる契約者は全体の59%になる。契約更新率は96.74%で前年度比0.12%のマイナスとなった。新規加入は681社で目標の700社には届かなかつたが、会員の加入が好調であったため会員加入率は53.1%、前年度比0.4%増となった。

残念ながら2年連続して僅かながらの減収となったが、この2年間は特異な2年間であり、工事現場単位契約の販売停止、安全衛生用品頒布額の4割カット、さらには3年分一括して支払われた第1回目の割戻金の影響があったが、これらは昨年の9月末をもってほぼ収束したので、令和7年度は再び上昇軌道に乗り上げていく起点となる年であると期待している。

次に、令和7年度の重点についてであるが、ご案内のとおり第一に、「まずは1,000万円、さらに1,000万円、もう一つ1,000万円」の保険金区分1,000万円プラス運動2.0を全国展開していく。第二に、負担と給付の不均衡を是正するため一般助成の要件を改正したが、この効果が表れるのは来年6月の支払時であり、この1年の実績が反映されることから予想される様々な動きを支援していく。第三に、建設共済保険加入増額促進特命本部を設置したので、首都圏、さらには北海道、静岡、愛知、大阪の8協会+αを念頭に置いて当団組織を挙げて注力していく。これらに加えて、次の3つの実現に向けて準備に入りたいと考えている。

第一に、昨年7月に「新しくなった建設共済保険の10のポイント」をホームページにアップしたものの、ホームページそのもの情報発信量が少なく且つ古く、アクセス数も減少しているため、来月にも抜本的に刷新して協会職員や会員の皆様方にも日常的に活用できるようなアップツーデートな内容にしていく。

第二に、いざという時に役に立たない保険では意味がないため、保険金区分6,000万円以上の新設を準備したいと考えている。その背景として、当団の最近の調べでは、平成26

年度から令和 5 年度までの直近 10 年間で報告があった示談案件 290 件中、契約者が負担した示談金は 97.5% が 5,000 万円以内には収まっているものの 4,000 万円以上が 8.6% に及んでおり、関係事業所の示談金合計額も 5,000 万円以上が 50 件、17.2% となっている。その内訳を見ると、直近の令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間で 5,000 万円以上が 137 件中 27 件、19.7% に達しており、こうしたことから被災者 1 人あたりの平均支払額は 2,782 万円と前年を 72 万円上回っている。これも令和に入ってからの直近 5 年間の平均では 3,021 万円となっている。さらに、当団が保険金を支払ったこの 10 年間の全 730 件中、被災者に 5,000 万円以上支払われた事例が 54 件あり、そのうち契約者が実際に負担した最高額は 1 億 3,769 万円、5,000 万円以上負担した契約者も 11 件、そのうちの 8 件は令和に入ってからのものである。ちなみにこの 54 社のうち 11 社はその後当団の保険をやめており、大変気にかかるところである。また、この 54 件のうち契約者以外の元請ないしは下請のいずれかが 5,000 万円以上負担した事例も 9 件あり、そのうち 8 件は令和に入ってからの支払いであり、8 件のうち 5 件は 7,000 万円の支払いだった。このように令和になってから示談金合計額も契約者負担額も急上昇している。また、公共工事の設計労務単価は 13 年連続して上昇しており、労働者が受け取るべき平均賃金は全職種の加重平均で平成 25 年当時は 15,175 円であったが、令和 7 年は 24,852 円と 1.6 倍の水準になっている。これを単純に保険金区分の最高額に当てはめると、平成 25 年当時は 4,000 万円であったことから、1.6 倍すると 6,400 万円になる。賃金がベースとなって示談が行われている以上、もはや 5,000 万円は通過点であり、今や 6,000 万円以上用意しなければならない時代に入っているのではないかと考えているところである。さらに、被災者への支払分が諸費用補償を浸食してくると、被災者補償と諸費用補償を折半するという当団制度の前提も崩れかねないわけであり、これでは他の保険との違いがなくなり、企業防衛を標榜している観点から些か問題があるかと考えている。そこで、保険数理上、保険金区分の最高額がどこまで妥当なのかを検証した上で、早ければ来年度からの実施に向けて、保険金区分 6,000 万円以上の新設の準備に入りたいと考えており、先般アクチュアリーにその検証を依頼したところである。

第三に、建協支援賛助金については、来年 1 月から 2 月にかけて各協会に一般助成金の支払額を通知するが、そこから一般助成金が支払われる 6 月までの間に、特に減額となる一部の協会によっては建協支援賛助金を活用できないか模索する動きが出てこないとも限らない。そこで、一般助成金の減額の補填対象となる賛助金の設定を前年 1 月から 12 月までとしたが、これでは活用することができないため当年 5 月までに改めることとし、併せて賛助金の出捐目的に「若者に夢と希望を与える担い手確保・育成情報発信活動による広報を含む一般助成事業」を追記して拡充するので、協会が戦略的な広報を企画する際に有効活用できる場合もあるのではないかと考えている。